

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成18年  
2月1日  
(水曜日)

山口県告示第五十号

平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成十八年二月一日

# 一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

山口県知事  
二井 関成

同一の単位とされる集団の区域

(2) 備  
三 保健保安林

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 山 口 県  | 同一集団の単位とされる区域      |
| 一三四・七四 | 面積のを限度べき伐許可（ヘクタール） |

二 魚つき保安林

| 豊浦地区     | 厚東川～厚狭川                          | 櫻野川      | 宇部市 美祢市<br>東町及び秋芳町   | 山陽小野田市 美祢郡美  | 下関市    |
|----------|----------------------------------|----------|--|--|--------|
| 大島地区     | 大島郡周防大島町                         | 佐波川      | 山口市(平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。)   | 波山口市(平成十七年九月三十日における波郡徳地町の区域に限る。) 防府市   | 六三四・六一 |
| 錦川下流     | 川岩郡市<br>柳井町及び<br>玖珂郡和木町、本郷村、錦町、美 | 徳山地区     | 下松市<br>周南市(平成十五年四月二十日における周南市、新南陽市及び都濃郡鹿野町に限る。)<br>郡上の熊毛町、郡熊毛町(平成十五年四月二十日における郡熊毛町及び平生町)、田布施町及び周東町       | 佐波川<br>波山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。) 防府市   | 二六八・九五 |
| 由宇川～柳井川  | 由宇川～柳井川                          | 田布施川～島田川 | 光市の区域に限る。<br>周南市(平成十五年四月二十日における周南市、新南陽市及び都濃郡鹿野町に限る。)<br>郡上の熊毛町、郡熊毛町(平成十五年四月二十日における郡熊毛町及び平生町)、田布施町及び周東町 | 櫻野川<br>波山口市(平成十七年九月三十日における波郡徳地町の区域に限る。) 防府市  | 七三三・七二 |
| 大島郡周防大島町 | 大島郡周防大島町                         | 柳井市      | 柳井市  | 下松市<br>周南市(平成十五年四月二十日における周南市、新南陽市及び都濃郡鹿野町に限る。)<br>郡上の熊毛町、郡熊毛町(平成十五年四月二十日における郡熊毛町及び平生町)、田布施町及び周東町 | 四〇一・三六 |
| 四九〇・三〇   | 四九〇・三〇                           | 一三・七八    | 一三・七八  | 一四三・〇六   | 三四一・二五 |
| 六・九八     | 六・九八                             | 一〇九・八一   | 一五八・一四   | 六〇・五一  | 二二一・六七 |

平成十八年二月二日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)